

平成 24 年度第 1 回

大阪府都市計画審議会

議 案 書

【 抜 粋 】

日 時 平成 24 年 11 月 8 日 (木)
午後 2 時

場 所 大阪府中央区大手前二丁目 1 番 7 号
大阪赤十字会館 3 階 301 号室

平成24年度第1回 大阪府都市計画審議会

議案書(その1) 目次

議案番号	案 件 名	ページ
337	北部大阪都市計画道路の変更	1
338	東部大阪都市計画道路の変更	5
339	東部大阪都市計画区域区分の変更	9
340	東部大阪都市計画用途地域の変更	13
341	南部大阪都市計画区域区分の変更	17

議 第 3 3 7 号

総 計 第 1 4 1 5 号

平成24年10月25日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

北部大阪都市計画道路中 3・5・301-3 号島本中央線及び 3・5・301-6 号清水木半坂線を廃止する。

理 由

北部大阪都市計画道路のうち3・5・301－3号島本中央線及び3・5・301－6号清水木半坂線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、本案のとおり廃止するものである。

議 第 3 3 8 号

総 計 第 1 3 6 9 号

平成24年10月25日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画道路中 3・5・229—8 号忍ヶ丘駅前中津川線を 3・5・229—8 号忍ヶ丘駅前清瀧線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・229—8	忍ヶ丘駅前清瀧線	四條畷市岡山東二丁目地内	四條畷市大字清瀧地内	四條畷市大字清瀧地内	約 880m	地表式	2 車線	12m	幹線街路国道 163 号線と立体交差 幹線街路と平面交差 1 箇所	忍ヶ丘駅前東交通広場 面積約 2,700 m ²
	なお、四條畷市岡山東一丁目及び岡山東二丁目地内に忍ヶ丘駅前東交通広場を設ける。										

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

東部大阪都市計画道路のうち3・5・229－8号忍ヶ丘駅前中津川線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性を評価した結果、本路線の一部区間を廃止し、3・5・229－8号忍ヶ丘駅前清瀧線に名称を変更するものである。